

熊本県公告第608号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成17年8月10日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 築造者の住所 長崎県南高来郡西有家町須川179番地6
- 2 築造者の氏名 一ノ瀬時好
- 3 道路の位置 本渡市小松原町184番14、同211番7、同211番8及び水路の一部
- 4 道路の幅員 6.00メートル
- 5 道路の延長 16.90メートル
- 6 指定年月日 平成17年7月25日
- 7 指定番号 天草企調第3号

熊本県公告第609号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成17年8月10日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 築造者の住所 鹿本郡植木町植木157番地6
- 2 築造者の氏名 有限会社橋本不動産
- 3 道路の位置 鹿本郡植木町大字岩野字塚園789番7
- 4 道路の幅員 6.05から7.53メートルまで
- 5 道路の延長 66.90メートル
- 6 指定年月日 平成17年7月27日
- 7 指定番号 鹿本企調第7号

熊本県公告第610号

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13の規定に基づき、第34回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成17年8月10日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 試験を実施する日時
平成17年10月14日（金）
午前10時から正午まで
- 2 試験を実施する場所
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁本館802会議室
- 3 試験の方法及び科目
試験は筆記試験とし、科目は次のとおりとする。
（1）岩石の採取に関する法令（環境保全関係法令を含む。）
（2）岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、廃土及び廃石のたい積方法並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項
- 4 受験願書の受付期間等
平成17年8月8日（月）から平成17年9月30日（金）まで（閉庁日を除く。）。
受付時間は、午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。
なお、郵送による申込みの場合は、9月30日までの消印があるものに限り受け付ける。
- 5 提出書類
（1）業務管理者試験受験願書
（2）履歴書
（3）受験票
（4）写真（手札形とし、受験願書提出前6か月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの。）
（5）受験手数料
受験願書提出のときに、熊本県収入証紙により8千円を納付すること。
- 6 受験願書の請求先及び提出先
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県商工観光労働部産業支援課 資源班
電話 096-383-1111 内線5169

登載依頼

熊本県福祉サービス第三者評価システム検討委員会公告第3号

熊本県福祉サービス第三者評価システム検討委員会第2回児童部会を次のとおり開催する。

- 平成17年8月10日
熊本県福祉サービス第三者評価システム検討委員会委員長 良 永 彌太郎
- 開催日時
平成17年8月11日（木）
午後2時から午後4時まで
 - 開催場所
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館5階 審議会室
 - 議題
(1) 個別評価基準（児童サービス）素案について
(2) その他
 - 傍聴者の定員
10人
 - 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻の5分前までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
 - 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県福祉サービス第三者評価システム検討委員会事務局
(熊本県健康福祉部福祉のまちづくり課地域福祉企画班)
(電話 096-383-1111 内線 7022、7027)

天草不知火海区漁業調整委員会指示第124号

しいらづけ漁業と釣り漁業との漁場の使用に関する紛争の防止を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

- 平成17年8月10日
天草不知火海区漁業調整委員会会長 宮 本 尚 彦
- 指示区域
牛深市魚貫町権現山山頂から牛深市魚貫町遠見山山頂を見通した延長線以南の天草海に施設してあるしいらづけ漁業の「つけ」の中心から半径100メートルの区域内での釣りを禁止する。
 - 指示の有効期間
平成17年8月22日から平成17年10月31日までとする。

天草不知火海区漁業調整委員会指示第125号

水産動植物の繁殖保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

- 平成17年8月10日
天草不知火海区漁業調整委員会会長 宮 本 尚 彦
- 天共第9号共同漁業権漁場内に設置してある「つきいそ（沈船魚礁）」周辺海域における集魚灯利用の釣り漁場について、次のとおり操業を禁止する。
- 操業禁止区域
牛深市牛深町大島灯台から真方位354度、4300メートルの地点を中心として半径50メートルの線によって囲まれた区域
 - 操業禁止期間
10月1日から翌年3月31日まで
 - 指示の有効期間
平成17年8月22日から平成19年8月21日までとする。

熊本県公共事業再評価監視委員会公告第2号

平成17年度第2回熊本県公共事業再評価監視委員会を次のとおり開催する。

なお、当該委員会の傍聴手続は、次のとおり。

- 平成17年8月10日
熊本県公共事業再評価監視委員会
- 開催日時
平成17年8月17日（水）

- 13時30分から16時30分まで
- 2 開催場所
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁新館 2階 多目的AV会議室
- 3 議題
(1) 平成17年度熊本県公共事業再評価対象事業について
(2) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、委員会の開催予定時刻までに、当該委員会の会場において、委員会の委員長の許可を得た上で、委員会の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県公共事業再評価監視委員会事務局（熊本県土木部土木技術管理室）
（電話 096-383-1111 内線 6052）

熊生企公告第655号

次のとおり一般競争入札に付する。
平成17年8月10日

熊本県警察本部長 樋口 眞 人

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 借入物品及び数量
サイバー犯罪捜査のための解析及び検証機器一式
- (2) 借入物品の規格及び品質等
入札説明書及び要求仕様書による。
- (3) 借入期間
平成17年10月1日から平成22年9月30日まで
- (4) 納入期限
平成17年9月30日（金）
- (5) 納入場所
要求仕様書による。
- (6) 入札方法
ア 入札金額は、賃借料1月当たりの借入代金とする。見積りに当たっては、60月賃借料率で計算すること。
イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
ウ 入札説明書及び要求仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。
エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成14年熊本県告示第516号）による審査のうえ、有資格者として営業種目リース・レンタル（取扱業種OA機器類）に登録された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- (2) (1)に掲げる入札参加資格を有する者で、納入しようとする物品の仕様を示す書類を熊本県警察本部生活安全部生活安全企画課サイバー犯罪対策室に提出し、審査を受け、承認を受けたことを証明する書類を提出した者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (5) 5の(3)の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法
2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3(2)の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）